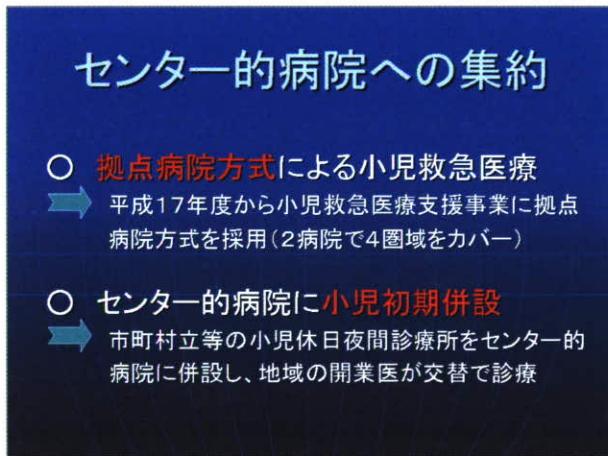


図 11

ういった二つの例が集約化としては考えられるだろう。拠点病院方式によるものがどういうものか、というのは皆さん良くご存知かと思いますが、輪番制方式はこの左側の青い地域の中で複数の医療機関が曜日を定めて交代でやっているということになります。非常に連携を取ってやっていただいでやっておるのですが、搬送機関、あるいは患者の方の立場からすると、曜日によって場所が変わるということになります。

それに対して、拠点病院方式は一つの病院でございます。これが 365 日、距離は遠くなり



ますが対応する医療機関は一ヶ所、距離は遠くなるけれども、アクセスはスムースになる。そういうものを今度は利用者が患者側がどう受け入れるかという一つの課題があろうかと思っております。

もう一つは初期と 2 次の連携例でございますが、基本的に総合病院、そういった病院の中あるいは敷地の中に小児夜間急患診療所を併設して医師会員の方がそこに行っていただく。それで病院の医師がそれを支援する。こういった実例が本県の中に現在二つある。それから更にこういった検討を進めていただいている地区もございます。

あとは分散という形の中ではいろいろな方に小児初期を診ていただくため、内科のドクターの方々を中心に埼玉県医師会と連携しまして、小児救急の講習会を開かせていただいております。そういう先生方が小児初期医療にご協力いただく。こういう形でもう 2 年目になりますが、進めさせていただいている。

それともう一つは保護者の不安解消、単に小児救急の電話相談ではなく、子育てに関する電

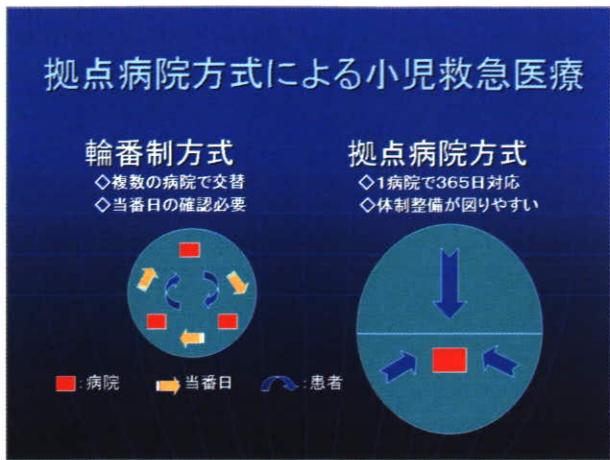


図 13

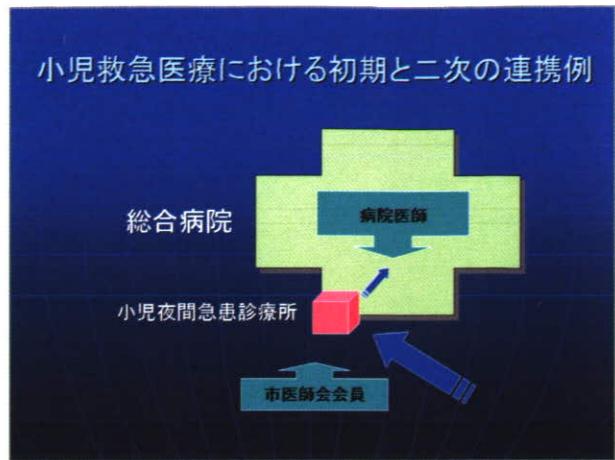


図 14

話相談ということも大変有効になるだろう。それからお子さんの急病への対応ガイドブック、今日お配りいただきましたけれども、そういうものを健保組合、医療保険の組合を通じ、ご家族に配布していただくという取り組みを昨年度から始めました。やっぱり健保組合も、市民がどういう形で関わっていくのが良いか、試行錯誤の段階ではございますが、私共は健保組合を一つの窓口として始めさせていただいております。

そういうことで子供をお持ちのご家庭に対しましては、いかに適切な受療行動を取っていただか。その前提として不安をいかに解消していくか。こういう取り組みが大事だろうということで今申し上げました子供の健康、みんなで支え合い事業、これを18年度から実施しております。

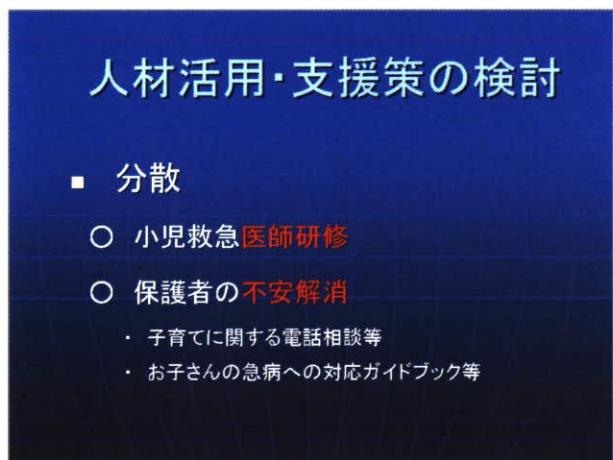


図 15

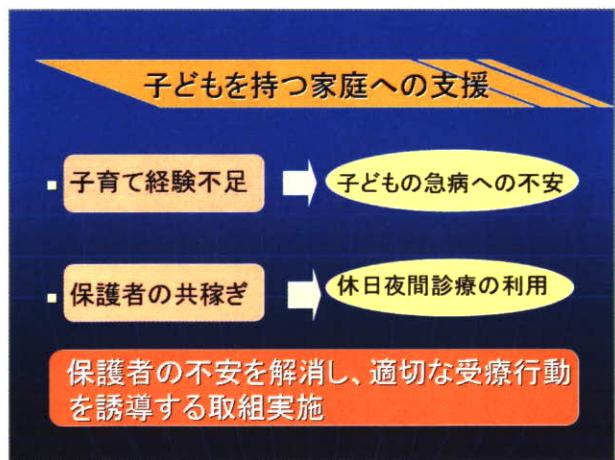


図 16

小児救急電話相談事業、これを間もなくスタートさせるという状況になっております。それから、医療機関についてでございますが、とにかく小児科医の確保ということが一番の課題となっております。

ということで今申し上げました内科医への小児救急研修会を実施、認定みたいなものを出させていただいて、そういうドクターの方々に初期医療へのご協力をいただくという体制作りを進めております。

それから2次につきましては、採算性の問題、専門の医師の確保、これらが課題であるということで支援事業を実施しております。しかし、運営費等につきましても充分ではないことは充分承知をしておりますが、年々少しづつではございますが関係者の理解を得て増額を図ら

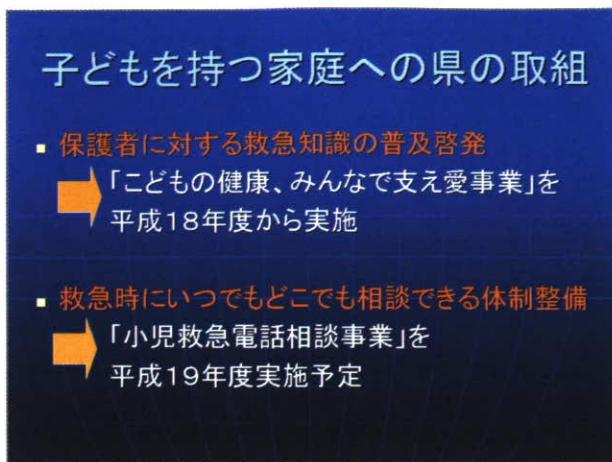


図 17

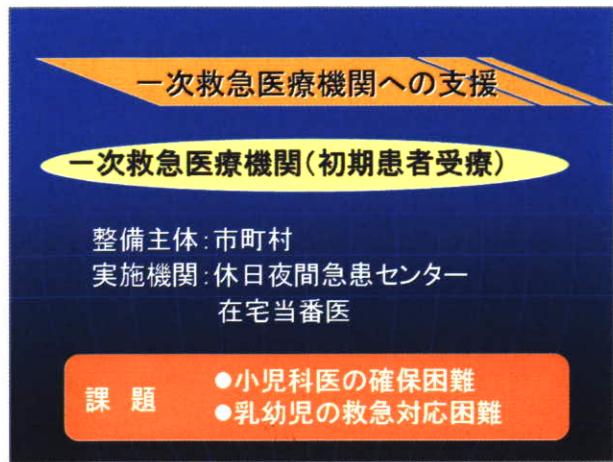


図 18

せていただいております。きょうは実際の経費等についてもご指摘いただきました。これらを充分に踏まえて検討をさせていただきたいと思います。

それから専門医療機関につきましては、この上にございますように、埼玉県では、全国で唯一公募制度というものを行っております。病床が過剰であるということで、病院が整備出来ない中で公募を実施させてもらっておりますが、そういう形の中で周産期母子医療センター、

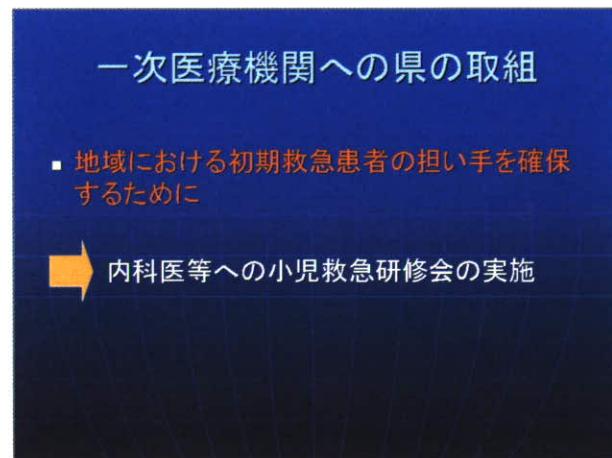


図 19

それから小児救急を担う医療機関などに手を上げていただいたところには支援をさせていただくということで進めていきたいと思っております。それから医療対策協議会による検討を始め

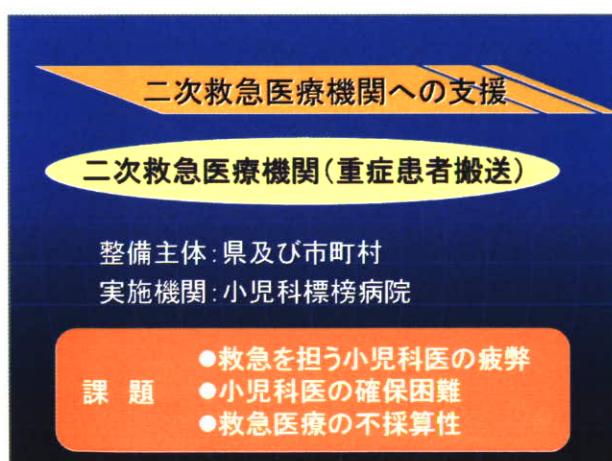


図 20

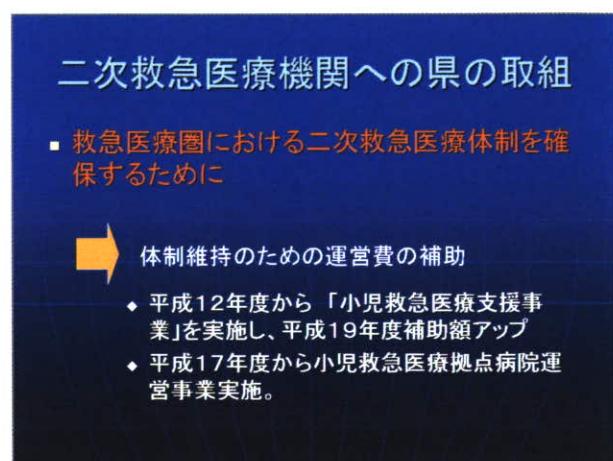


図 21

県の今後の取組

- 「病院の整備計画の公募制度」による医療供給体制の充実
小児救急医療を担う病院などを整備
- 埼玉県医療対策協議会による対策の検討

図 22

ていきます。生の声をお聞きして今後の対策作りに役だてていきたいと思います。以上で発表終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

小児医療の集約化・重点化に関する取組について

藤村 正哲 日本小児科学会小児医療政策室

お疲れのところと思いますが、よろしくお願ひいたします。私のお話は、今日の全体の集まりの整理も少しあるかも知れません。私の立場は日本小児学会の理事として、救急のプロジェクトと小児医療政策室を担当している者として、最終的には小児医療の重点化、効率化という

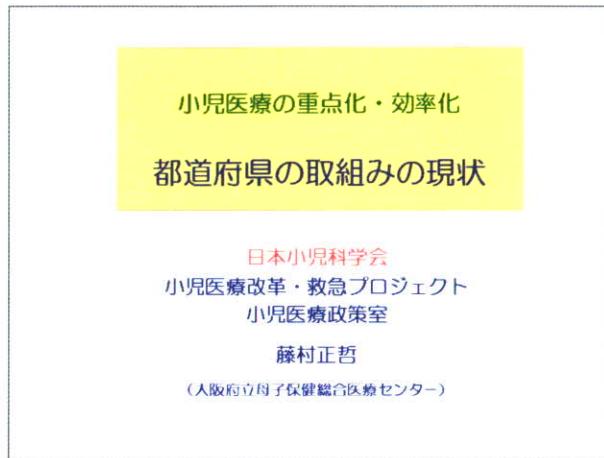


図1

のが目指す方向なわけですけれども、それを今、日本小児医学会がどのように取り組んでいるのか、最後の方でそういうことをご紹介したいと思います。

さわりの部分は今日の最初のテーマである医師の勤務状態です、日本小児科学会の調査では、図2に有りますように20代の医師、814名は平均で週68時間働いております。30才代になりますても62.9時間、40に入ってやっと60時間切るのですが、50代になってもまだ52

病院小児科・医師現状調査		日本小児科学会・2005	
小児科勤務医の労働時間（週）（中間集計）			
年齢	週平均労働時間	医師数	標準偏差
20歳～	68.2	814	15.9
30歳～	62.9	1446	13.2
40歳～	58.9	1241	12.5
50歳～	52.5	664	11.3
60歳～	46.9	122	8.6
70歳～	46.0	23	13.8
80歳～	40.0	1	.
合計	60.6	4325	14.3

図2

時間。日本の病院小児科医はこのような勤務をしている。2年前に学会で調査したものです。

図3は厚生労働省の研究班で纏まった55大学の小児科医、859名が月に何日休みをとっておられるか、全く無い人がおどろくべきことに150人近くおられるのです。月に全く休みの無い人です、これは大学の勤務医です。月に1日、2日、3日、4日とそこまでで、もう5日以上という人はほとんどいない。週休2日というのは何処の世界か、病院勤務には全くそんな世界は無いのだ、ということが非常にはっきりするわけです。

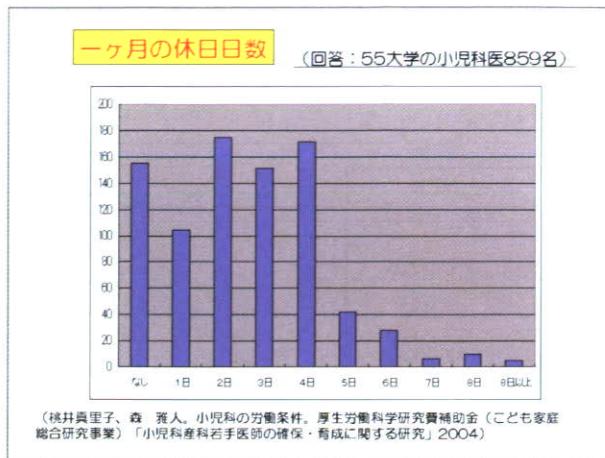


図 3

そんなことを、私達はずっと昔からぼやいて来たわけですが、そもそも考えてみると日本では、一人しか小児科医師のいない病院、284 病院あるわけです（図 4）。二人しか小児科医がないのが 238 病院、これで我が国の、私共が調査した中間集計の 1,000 病院のうち半数はこのような状態です。いま振り返ってみて、小児救急、時間外診療を病院でやるとしました場合、

病院小児科・医師現状調査 小児科医師数別病院数 日本小児科学会・2006	
1 小児科当たりの 医師数	計
1人	284
2人	238
3人	158
4人	99
5人	74
6人	45
7人	46
8人	20
9人	16
10人-	41
15人-	30
20人-	18
合計	1069

49%!
16%!

そもそも病院小児科当たりの定員が少なすぎます

図 4

毎日夜中もということになりますと、一人の医師では当然出来ませんので、7人の医師が労働基準法上最低限要ることになります。週に一日当直して土日もあるのですけれども、土曜日の昼、日曜日の昼、夜あるのですけれども、それもまあおおまけにまけて7人と、それでやろうと、60時間週にぎりぎりでいけるだろう、全国で 16 パーセントしか、そんな病院はありません。これは事実です。実は驚くべきことに、16 パーセントの中に全国の大学病院が入っております。ですからほとんど他の病院はないのです。これが我が国の現状なわけです。

我が国は世界の国と同じなのか？英国は人口 5,900 万人、我が国は 1 億 2 千万人、英國は日本の約半分弱ですね、英國には 204、小児科をもつ病院があります（図 5）。我が国にはなんと 3,500 病院、英國の 15 倍あるわけです。病院あたりの小児科医の数は英國では 20 人、我が国では 1.8 人ないし 2 人、病院あたりの小児人口は英國では、75,000 人、我が国では、それが病院が非常に手軽にそこら中にあります。だから一つの病院あたり 5,000 人子供を担当していることになります。

これを図にしますと（図 6）、手前のこの方が我が国の分布で小児科の医師数が 1 人ないし 3 人の病院が 6 割です。ずっと 9 人以下、15 人以下となりますとどっと減ります。

病院小児科・日英比較		
	英国	日本
人口	5,900万人	1億2,700万人
小児科のある病院数	204病院	3528病院
病院あたりの小児科医数	20.8人	1.8人
病院あたりの小児人口 同 総人口	75,000人 29万人	5,000人 3.6万人

図5

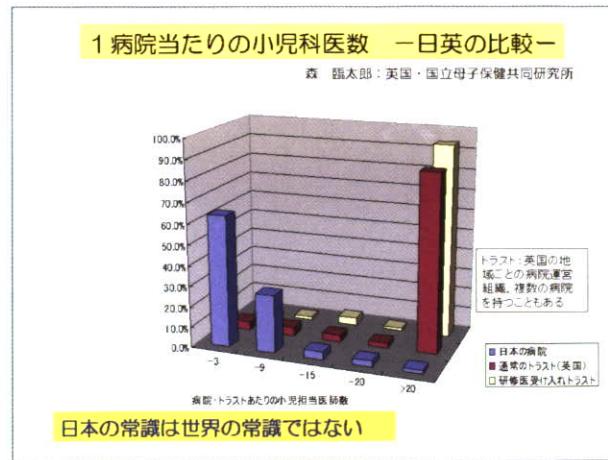


図6

英国はほとんどが 20 人以上です。ロンドンの少し南にあるサレー州では人口が 107 万人、これだけの州で人口 107 万人というと我が国では非常に狭い香川県がこの面積でこの人口です。大体この香川県と同じだとご想像いただいたら良いのですが。ここに四つの病院しかあり



図7

ません（図 7）。20 人から 30 人の医師がそれぞれの病院に所属されています。そういうのが病院なのです。イギリスが特殊なのかそうではないのを私達は調べてまいりました。我が国が特殊なのです。ヨーロッパで日本のように病院小児科を配置している国はありません。これもはっきりしております。我が国は非常に特殊であると。

ですからこれをぼちぼち妥当な方向に改善していかなければいけない。小さな病院が乱立しているのが日本の構造的特徴で一病院あたりの小児科医数が少な過ぎる。だから今成すべき事として日本小児科学会が 2004 年に提言したのが改革、それは入院できる小児科は地域で統合していく。地域に必要な最小数にまとめましょう。外来は今までおいていきましょう。病院小児科は今まで通りやりましょう。今まであそこの病院に小児科があった。ずっと外来は小児科をそこでやろう。つまり集約化しても、普段かかる小児科は今まで通りで行こう。これが日本小児科学会の提案の一番基本的な線で中澤先生が一番最初に紹介した内容です。

だから具体的にいいますと、今ある 2 次医療圏程度の人口 30 万ないしは 50 万の地区がありますね。それでいろいろな小児科がある。中には大きいのもあり、そこでは当直を一人されている。ところが今の現状では、ここでも当直している、ここも、ここも、ここも、あちこちの病院で当直してそこにばらばらと患者さんが時間外診療でこられているわけです（図 9）。

小さな病院が乱立しているのが日本の構造的特徴
→1 病院当たりの小児科医数が少なくなるのは自明

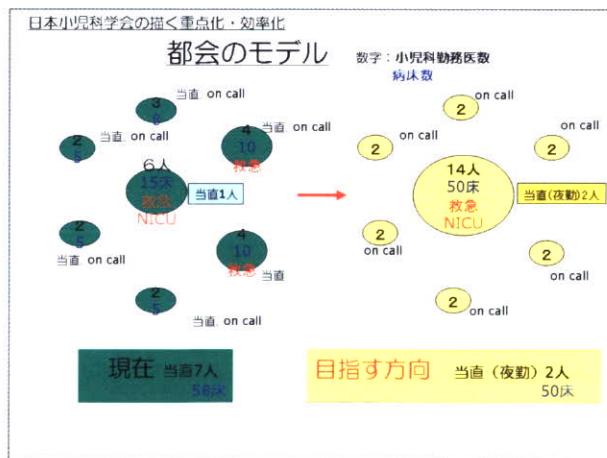
今、なすべきこと

1. 入院できる小児科は地域に必要な最少数にまとめる
 2. 外来診療をする病院小児科は今まで通り維持する
つまり集約化しても普段かかる小児科は今までどおり

8

それを学会の提案では時間外診療をするのを一力所にまとめましょう、他のところは昼間の外来だけやりましょう。ですからドクターも人数が多い所はすこしづつ皆こちらに移りまして、ここが6人であったのが14名まで増やしましょう。そうすると2人夜勤できまして、救急やNICUもして病床も大きくなります。これらの病床を皆こちらに集めましょう。これは図に描いたような姿です。

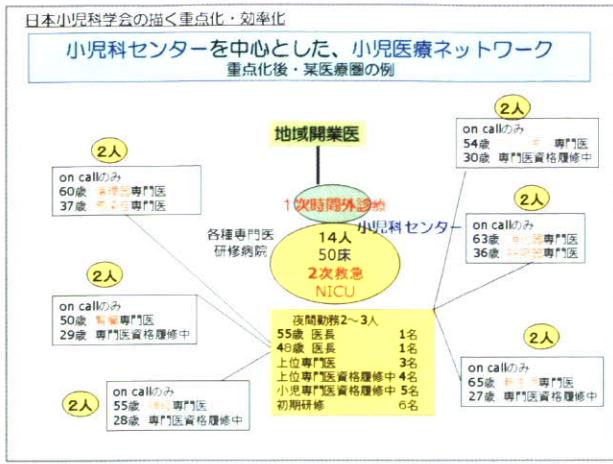
さらにそれをもうすこし分かり易くご紹介いたしますと、小児科センターというものを中心とした、全体をネットワークと考えます。この地域でここに重点化する、しかし地域のアクセスはちゃんと残していきましょう。そこにはベテランの先生が一人ずつ必ず勤務して、だいた



9

い今考えているのは、センター病院で円熟してきて段々と40代、50代ぐらいになられた先生がこちらへ赴任していくというイメージを考えているわけです(図10)。そうするとこの先生方もセンターで溜まってしまわずに、ベテランの先生にいろいろな意味でやっていただく。皆専門をお持ちなので、この地域でアレルギー専門でこちらに行くとおられる。こちらにもおられる。そういうふうなシステムを作っていくたらどうだろう。医師は研修というのが非常に重要で各種専門医を養成する必要があります。そういうのは医療機関がしっかりしていないと出来ませんので、必ずこういう病院が要るのだというのを学会としては考えておるわけです。

それは絵に描いた餅ではありません。学会では実は、2年前から各都道府県の日本小児医学会の支部にお願いしまして、何々県地方会と書いてあるのですが、そこでいまの例えば人口30万の地域でどういう医療体制を取るかビジョンを描いて下さい。というので2年間皆作業



10



11

していただきました。それをご紹介していきます（図 11）。これは県立なんか病院が地域の小児科センターということで、ネットワークと中心病院になります。病床数、外来の数、専門の種類、医師の数、救急の提供状態。この病院とネットワークを組むサテライトの病院、これは 10 病院。こういうふうな計画を 2 年間やってきて、全国で 78 の中核病院と 262 の地域小児科センターが全国の都道府県から提案されてきておるわけです（図 12）。勿論これはセンターとして、これに連携する一般の病院がこれだけ、小児科がこれだけあって、病床もこれだけ、こういう計画を日本小児科医学会は作ってきました。

計算すると、計画では 8,200 人の小児科医が必要でして、今 6,500 人位しかおりませんので、すこし病院小児科医はこの計画を実行するには未だ足りない。しかし計画の妥当性も検証しなければいけないということです。

様式1（中核病院+地域小児科センター病院）の集計				
	様式1の集計	中核病院	地域小児科セ ンター病院	合計
病院数	病院数	78	262	
連携する病院	一般小児科	348	559	
	過疎小児科	75	185	1,507
病床数	一般小児病床	3,717	7,916	
	小児集中治療病床	156	207	
NICU	管理料認可病床	530	1,096	
その他の疾病新生児病床		899	2,448	
	一般小児科	3,288	4,316	
	過疎小児科	455	789	25,817
医師数	一般・専門小児科	1,108	1,764	
	新生児集中治療	290	422	
	小児集中治療	119	67	
	一般小児科	960	1,097	
	過疎小児科	159	310	6,296
様式1、2を策定した都道府県数		36	都道府県	

図 12

そういうことなのですが、具体的にどんなことをやっているのかということを一部の都道府県をご紹介しますと、これは青森県です（図13.14）。青森はこの三つの医療圏で人口が多いのですが、他の所は、いわゆる過疎といえるところで、小児科医の数も一部に集まっていますが、他はぱらぱらということです。細かいことは省略しますが、この地区とこの青森市の地区と八戸市の地区に医師が集まっていて、他の所は本当に過疎です。

青森県の先生方が考えたのが、この中核病院はここ大学に置く。地域小児科センターはこの水色、一般の小児科がある病院はこの黄色、モデル案として学会の先生方が考えたわけです。ここでまだ中間段階なのです。これをご覧になったら、八戸に市立、労災、赤十字、経営主体が違うから合体しようがないので、学会の先生が計画するのはここまでなのです。これ以上は



図 13

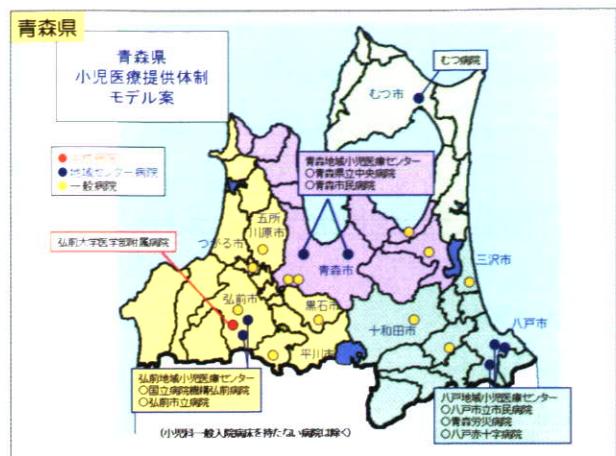


図 14

計画しようが無いのです。この病院を一緒にしたほうが良いのではと考えるのは容易ですが、経営主体が違うとここから先は政治の出番です。ですから学会はそこまでしか言えない。ここにも国立病院機構と市立病院が隣り合って、これは隣り合ってはいないですけれども県立と市民があると。すなわち重点化、集約化しようとしても、学会が提案していく内容には限界もある。しかしここまでは提案できるということです。

福島県でもいろいろな状況あります、こんな病院がずっとあります（図 15）、現在医師が非常に不足してこういう一名の小児科医の所がもうすでに集約化では無く消退していったそうです。要するにすでにこの 5 年間でこれだけ消えていったわけです。また小児科医がこれだけ働いている、これだけの病院があるということです。

図 16 にまとめられておりますが、県の面積がすごく広いと、私共の小児科学会の考えでは車で 1 時間以内に、地域小児科のまとまりを作らなければいけない。そうすると福島はですね、六つも要ることになるのです。これはちょっと困ったな、という今段階です。先程最後に埼玉県の衛生部長がおっしゃいましたが、地域医療対策協議会、これはここでは担当者の福島県立医科大学の小児科の代表者はこの会議にはお呼びでは無いのです。行政はこういうことをやっておるので。現場の一番主役の担当者を呼ばずに地域医療対策を協議したりする。実はこれは厚生労働省医政局は呼びなさいときちっと指示で書いてあるのですが、福島県では呼んでいない。



図 15

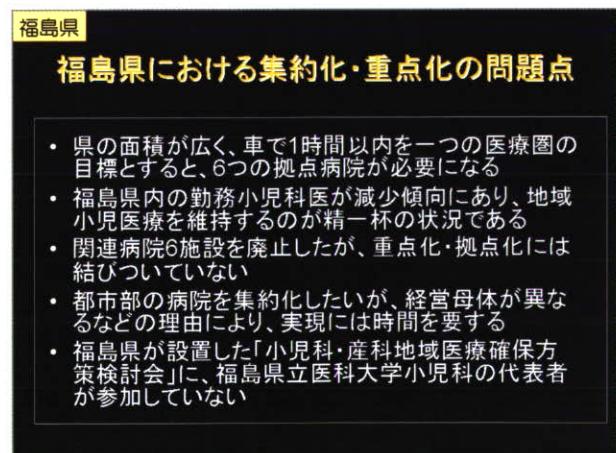


図 16

新潟県でもいろいろと努力されていまして、もう既に中核病院とか地域センターの区割り、病院も決めていきました。重点化、集約化については1大学がこの新潟にはありますので、大学の人事としてそれをやっていこうということで、後方病院へ大学は重点的に増派すると、中核病院は大学です（図17,18,19,20）。

新潟は。四つの地区にそれぞれこうした病院を地域小児科センターとして規定して、それぞれ、救急、NICU、等をどういうふうにやるかをお考えになっておりまして、ご覧になってお分かりのように、人口も30万、60万ここは大きいですね。こういうふうにそれなりに考えておられます。

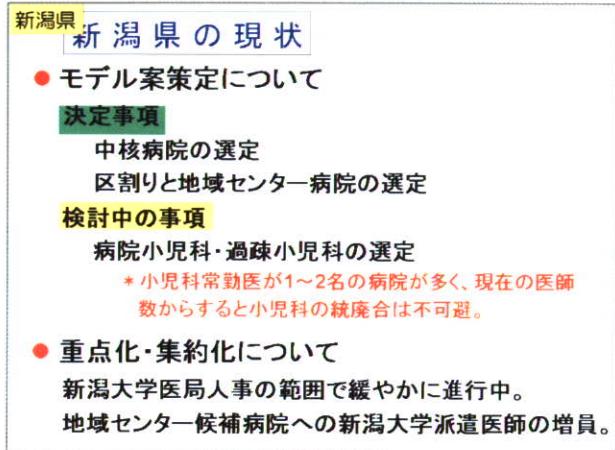


図17



図18

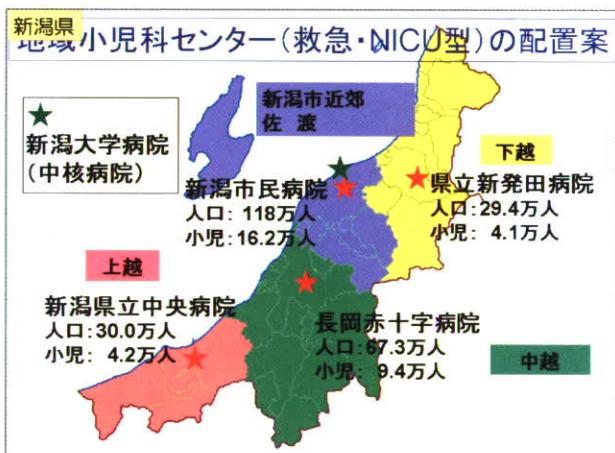


図19

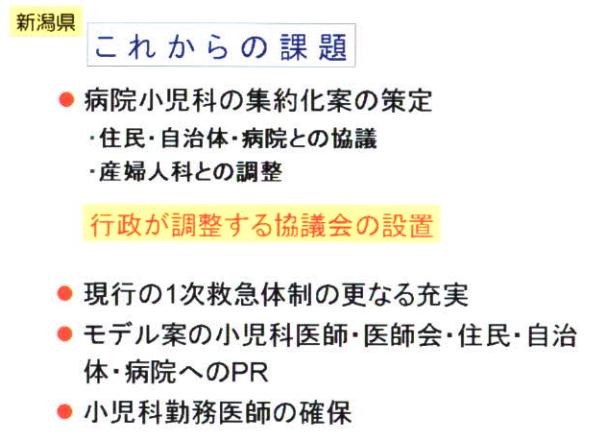


図20

これから課題としてご提案で考えておられるのは、これから住民、自治体、病院との協議に入らないといけない。それから小児科が非常に重要なのはある病院で小児科を廃止すると、そこの産婦人科が出来なくなります。産婦人科があると小児科も一緒に作らないといけないという問題があります。なかなかこれは難しいのです。それをして現行の1次救急の充実とか、いろいろな関係団体へのPR、そして医師の確保ということになるわけです。

あとちょっと色々あるのですけれども、時間の関係でこうして長野とか愛知とか、大都会の例でもこうして出来てきました。これはプランです。病院案と書いてあります。奈良でもこうした案が出来てきています。詳細は略します。

和歌山でちょっとご紹介したいのは、昨年からこういう市、県と協議がされていまして、和歌山県立医大が中心になった小児救急検討会で、和歌山市内に夜間休日、応急診療所、24時間、

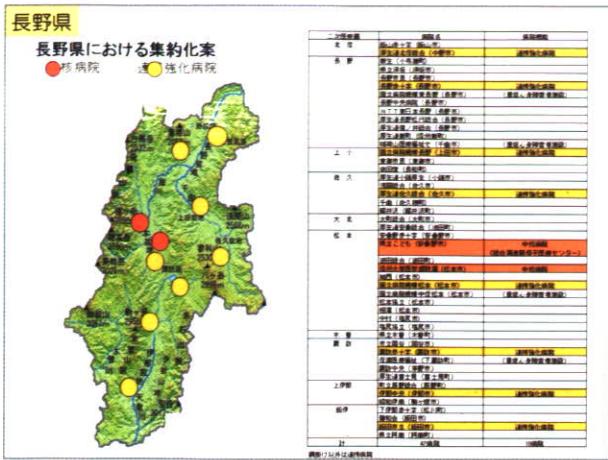


図 21



図 22

医療圏	小児医療型	新生児型	医師数		
			小児科	小児外科	産婦人科
名古屋	名古屋市立城北病院	名古屋市立城北病院	9	0	5
	名古屋第一赤十字病院	名古屋第一赤十字病院	16	1	9
	名古屋第二赤十字病院	名古屋第二赤十字病院	15	1	8
	社会保険中京病院		9	0	4
	名古屋接済会病院		7	0	3
海部	厚生連・海東病院	厚生連・海東病院	8	0	4
尾張東部	公立陶生病院	公立陶生病院	8	0	4
尾張西部	一宮市民病院	一宮市民病院	11	0	5
尾張北部	春日井市民病院		4	0	4
	口口二・中央病院		10	5	0
	小牧市民病院	小牧市民病院	5	0	6
知多半島	厚生連・江南新病院(仮称)	厚生連・江南新病院(仮称)	9	0	3
	半田市立半田病院	半田市立半田病院	3	0	4
西三河北部	厚生連・加茂病院		5	0	3
	トヨタ記念病院	トヨタ記念病院	11	0	7
西三河南部	岡崎市民病院	岡崎市民病院	10	1	4
	厚生連・安城更正病院	厚生連・安城更正病院	11	1	8
	刈谷豊田総合病院		6	0	4
東三河南部	豊橋市民病院	豊橋市民病院	15	1	5

図 23

奈良県		地域小児科センター病院 3施設:				
病床数(床)	(准構・一般病院・准構地病院)	県立奈良病院 (3・0)	天理よろづ相談所病院 (2・0)	近畿大学(医) 奈良病院 (1・0)		
小児科一般	38 (36)	30 (31)	26 (20-30)			
小児集中治療室	2 (0)	2 (0)	4 (0)			
NICU (管理科認可)	12 (9)	0 (0)	9 (9)			
その他の病院新生児	8 (0)	8 (0)	6 (1)			
小計	60 (44)	40 (31)	45 (30-40)			
 小児医師数(人)						
一般・専門小児科【専・兼】	[8・0]	(5)	[12・0]	(9)	[8・0]	(3)
NICU 【専・兼】	[4・0]	(4)	[0・0]	(0)	[4・2]	(4)
小児集中治療室【専・兼】	[1・3]	(0)	[1・3]	(0)	[1・2]	(0)
小計	[13・3]	(9)	[13・3]	(9)	[13・4]	(7)

図 24

和歌山はすでにその実施を決定されました。どういうふうにやろうか。これが実に新しい考え方で、深夜勤務の翌日の病院勤務は休みするということを県の福祉部長から、病院管理者、病院長宛に協力依頼文書を出されまして、各病院長は了解されました。深夜勤務への執務を病院当直として扱う。一ヵ所でやるわけです。それはいろいろな病院から皆さん出ていきます。その病院の当直でないから、それは当直ではないというふうなことは言わない。こういう地域のみんなで作り上げたセンターに執務するのは病院の当直としてちゃんと一つ数えましょうと。

和歌山県は、もう既に今年の10月開始の予定なのですが、問題はこうして勤務の枠を作り

和歌山県児科学会和歌山地方会小児救急検討委員会

2006年

- 2月 第1回委員会、以後月1回開催
- 8月 和歌山県福祉保健部と話し合い
- 9月 和歌山市夜間・休日応急診療センターで、「24時間、365日」の小児急病時間外診療の実施を決定
- 10月 和歌山市長に財政的支援を要請

2007年

- 2月 県福祉保健部長より病院管理者・病院長宛協力依頼文書

和歌山市夜間休日応急診療センター出務に関して

 1. 深夜勤務翌日の病院勤務休み
 2. 深夜勤務への出務を病院当直として扱う
 3. 兼業の問題の解決

図 25

勤務医と開業医の役割分担			
	日勤	準夜	深夜
平日		1人(勤務医)	1人(勤務医)
土曜日		1人(勤務医) 1人(開業医)	1人(勤務医)
日曜日 祝日	1人(開業医)	1人(勤務医) 1人(開業医)	1人(勤務医)

開業医枠の1/3が埋まっていない。このままでは、勤務医で埋めなければならず、勤務医はさらに疲弊する。

開業医の先生方のさらなるご協力をお願い申し上げます！

习 26

ましたところ、開業の先生が土曜の夜と日曜の昼夜に出ていただく約束なのですが、この枠が開業の先生の能力で埋まらない。開業の先生になんとか頑張って欲しいというのが最後のこの和歌山県立医科大学のアレンジされている先生方の希望なのです。

あと佐賀とか鳥取とかがありますが省略しまして、こうしたことをやっている又はやろうとする全国の小児科学会の地方会で現況を聞きましたところ、地方自治体が、なかなかこのプランに乗ってこないというのが半分あります。この場合は都道府県が旗振りをしていますが、市町村はその土俵にのっていく相撲を取るほうです（図 29）。

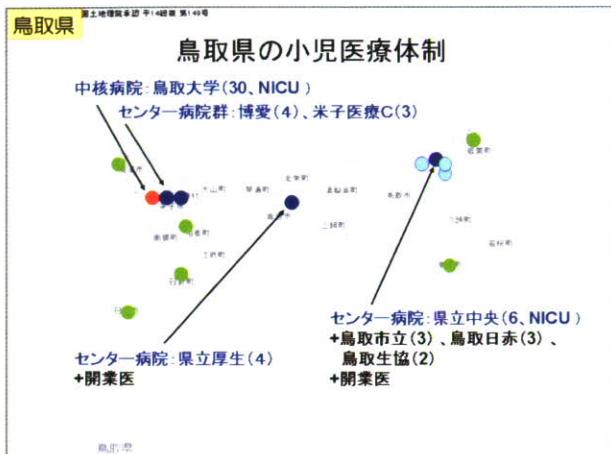


図 27

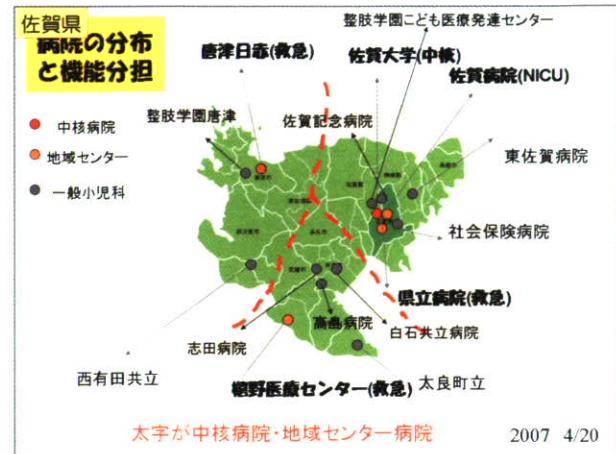


図 28

医師会は比較的協力的で病院は抵抗するところが多い（図 30）。つまり集約化されるということは、小さくなりなさいというふうな病院もありうることで、小さくなりなさいというところは反対ですし、大きくなりなさいというところも今の建物でどう大きくするのか、入院病床

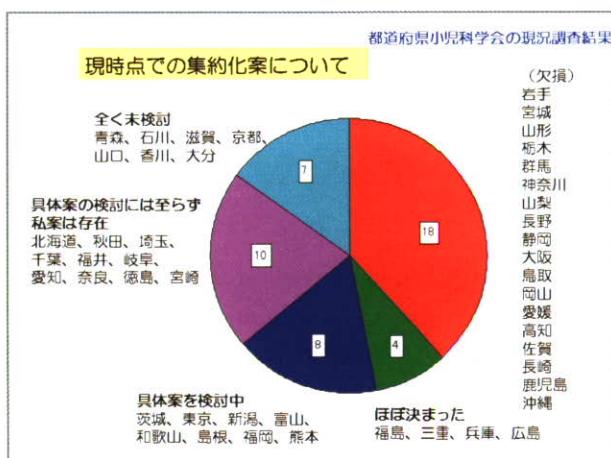


図 29

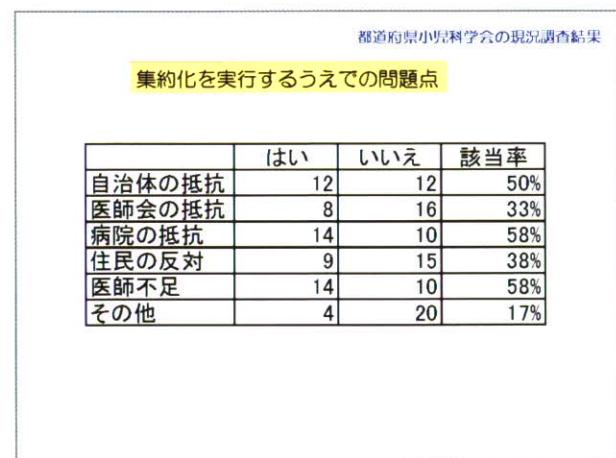


図 30

を大きく出来ない。直ぐには簡単にいかないわけです。住民の方は比較的ご理解のほうは、この中ではすすんでいるほうです。

最後に私共小児科学会としては厚生労働省にはこうした外来型に移行するに対する支援とか地域小児科センターになる病院には施設基準をきちんと作って診療報酬の特定入院管理料をいうのを新設して下さい。それから医師が集約化の中で移動しなければいけないですけれども、いろいろな意味で年金とか退職金とかややこしい問題がいっぱいあります。そういうものを既存のルールでやるとドクターは動けません。経歴の積算ということに関する特別処置が必要です。

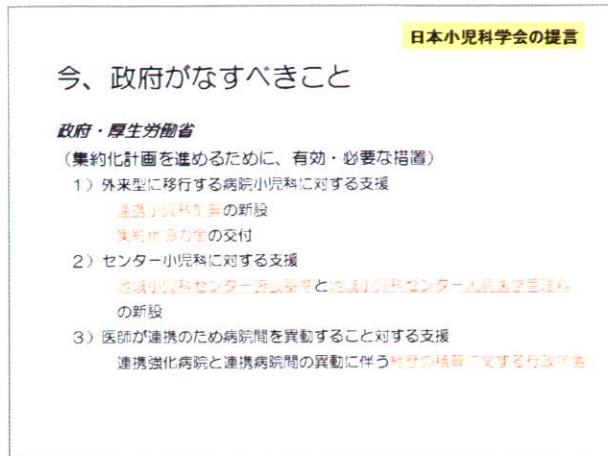


図 31

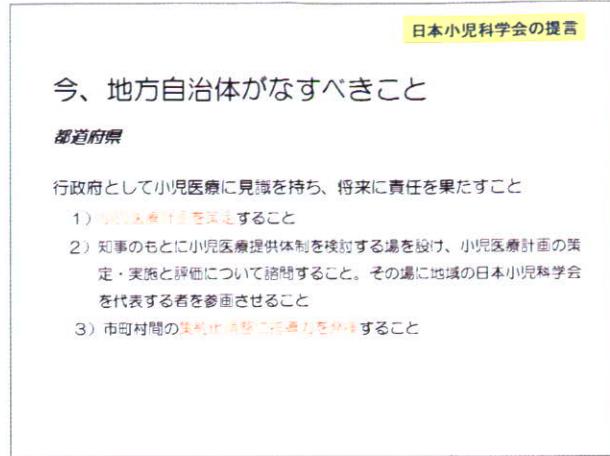


図 32

また地方自治体としては、これは医療法改正で明確に都道府県が義務として負われたのが、医療計画を作るということなのです。その中に小児というのがはっきり入っております。小児の医療計画を作つて平成 20 年からそれを実行するともうあと 1 年しかないわけです。そのような段階ですから、もう抽象論では済まないですよと日本小児学会では都道府県で申し上げているわけです。住民の皆さんとの声をまとめていって欲しいということです。以上で私の発表を終わります。どうも有り難うございました。